

要介護認定を受けている方へ

■障害者控除対象者認定書の交付について  
要介護認定を受けている方は、障害者手帳などの交付を受けていなくても、65歳以上で、認知症や寝たきりなど心身の状況が一定の基準に該当する場合は、申請により「障害者控除対象者認定書」の交付を受けると障害者控除の対象となります。

■対象者

〈特別障害者控除〉

- ・日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常時介護を必要とし、目を離すことができない状態の方
- ・6か月以上寝たきり状態で、排泄、食事、着替えに介助を必要とする方
- ・指定医の診断書等で身体障がい程度が1級または2級に該当する方

〈障害者控除〉

- ・日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態の方
  - ・指定医の診断書等で身体障がいの程度が3級から6級に該当する方
- ※障がいの程度を確認した後、該当する方については認定となります。すでにこの認定を受けている方は申請の必要はありませんが、認定の時に比べ、様態に変更がある場合は再度申請が必要です。

■おむつ使用証明書に代わる確認書の交付について

要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けようとする方は、1年目は主治医の「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降はこれに代わり、市が交付する「おむつ代の医療費控除証明必要事項の確認書」で申告することができます。

平成26年中におむつを使用していて、前年に引き続きおむつ代の医療費控除を受けようとする方は申請してください。

ただし、この確認書は要介護認定の主治医意見書の内容により確認しますので、前年に主治医の「おむつ使用証明書」を受けておられても確認書を交付できない場合がありますのでご了承ください。

●各申請は、長寿福祉課または、市民窓口センター、土山・甲賀大原・甲南第一・信楽地域市民センターまで提出してください。また該当する方への確認書・認定書は後日郵送にて交付します。

不明な点については、長寿福祉課までお問い合わせください。

問い合わせ  
長寿福祉課 介護保険係  
☎6506968 / ☎634085

『寄せ植え教室』と『正月飾りを作ろう!』

●柏木地域市民センター

かしわぎ自治振興会では、新しい年を迎える準備にと、「寄せ植え教室」と、青少年育成会共催の小中学生を対象とした「正月飾りを作ろう!」が12月20日と21日に開催されました。

「寄せ植え教室」は、年々参加者が増えている人気の教室で、お正月にふさわしい花の寄せ植え鉢を作られました。地域市民センターにも飾っていただいています。

翌日の「正月飾りを作ろう!」では、子どもたちが思い思いに松かさなどを飾り、個性的な作品が出来上がりました。



▲寄せ植え教室の様子

山内名所発見ウォークin猪鼻

●山内地域市民センター



▲地域を巡り魅力を満喫した参加者の皆さん

山内自治振興会主催の名所発見ウォークが11月29日開催され、44人が参加しました。このウォークの自慢は案内人が、振興会の名人発掘事業で発掘した地域の方であること。今回はその中のお一人で、東海道や猪鼻の歴史に詳しい中森武さんに山内の絶好の紅葉スポットの火頭古神社や子葉句碑、明治天皇聖跡などを案内してもらいました。山内地域外からの参加者から「いいところですね」という声もあり、内の目、外の目で地域の素晴らしい資源を発見・発掘できるこのウォーク。さあ、次はどこへ行きますでしょうか…。

地域市民センター

地域で桜を守る

●甲賀大原地域市民センター

「桜てんぐ巣病駆除研修会」が12月7日、かふか生涯学習館で行われました。

この研修会は、大原自治振興会が地域の桜を美しく咲かせようと昨年度から行っているもので、参加者たちは、樹木医から桜の管理方法、てんぐ巣病の原因と駆除方法について学んだ後、同館前の桜70本の駆除作業を行い、軽トラック5台分の枝が除去されました。

参加者は「地域の景観を守るために、学んだことを実践していきたい」と話されていました。

バルーンアートで楽しいひととき  
～にこにこサークル クリスマス会～

●希望ヶ丘地域市民センター



▲バルーンさくらさんによるバルーンショー

希望ヶ丘学区自治振興会本町分会と希望ヶ丘分会で開催している子育てサロン「にこにこサークル」で、12月9日にクリスマス会を開催しました。この日はハンドベルの演奏から始まり、大道芸人バルーンさくらさんによるバルーンアートの実演に子どもたちは大喜び。そして親子で工作を体験したあと、サンタさんが登場しました。子どもたちは少し緊張しながらも一人ひとりプレゼントを受け取り、心に残るクリスマス会になりました。



▶駆除作業の実習を行う参加者

税務署からのお知らせ

水口税務署の確定申告会場は、**「水口社会福祉センター 福祉ホール」**です

期間	2月16日(月)～3月16日(月) (土・日曜日は除く)
時間	9時～17時 ※16時頃までにお越しください
場所	水口社会福祉センター 福祉ホール (水口町水口5609 水口税務署北隣り)

※会場では納税はできません。(税務署、またはお近くの金融機関等をご利用ください。)

※開設期間中は、水口税務署庁舎内では申告相談を行っていません。作成済みの申告書等の受付、納税、納税証明書の発行のみを行います。

※復興特別所得税の記載漏れにご注意ください  
還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。所得税および復興特別所得税の確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れないようご注意ください。

水口税務署 個人課税部門  
☎62-0314  
(自動音声によりご案内しています)

消費税の課税事業者の皆さまへ  
計算方法にご注意ください

平成26年4月1日から消費税(地方消費税を含む)の税率が8%に引き上げられました。そのため、平成26年4月1日を含む課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に当たっては、帳簿等において、課税取引を適用される新・旧税率ごとに区分し、適用税率ごとに計算する必要があります。

【注意事項】

- 1 新税率8%の内訳は消費税6.3%、地方消費税1.7%です。(旧税率：消費税4%・地方消費税1%)
- 2 平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページをご参照ください。